



平成30年6月8日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 梅 野 重 俊
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役執行役 管理本部長
上 村 正 幸
(TEL 0942-38-3440)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成30年6月8日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは食と文化の融合をテーマに、主にくつろぎと安らぎを提供する「湯葉と豆腐の店 梅の花」及び「和食鍋処 すし半」の外食事業と、巻き寿司・いなり等の販売店「古市庵」及び和惣菜・お弁当の販売店「梅の花」のテイクアウト事業の店舗展開をそれぞれ行い、グループ合計で286店舗（平成30年3月31日現在）となりました。

外食事業におきましては、出店先の立地条件、賃貸条件及び店舗の採算性を勘案したうえで、顧客分布や商圈分析に基づき、未出店エリアのみならず認知度を上げることを目的とした出店候補地選定を行っております。また、従来とは異なるタイプの店舗や新規業態の出店に取り組んでおります。

テイクアウト事業におきましては、百貨店や駅ビル、乗降客数の多い駅近隣及び大手ショッピングセンター等への新規出店を行い、季節毎や毎月のイベントに合わせた販売促進企画の実施により売上向上に努めております。

また、自然災害等に対するリスクの分散及び中長期的な出店並びに物流の効率化を見据えた新セントラルキッチン（京都府綴喜郡井手町）の建設に着手し、平成30年8月の稼働に向け準備を進めております。

当社グループは、企業規模の拡大や業務効率の向上等を見据え、M&A や業務提携等も視野に成長戦略を進めております。平成28年10月に株式会社丸平商店、ヤマグチ水産株式会社、株式会社グッドマーケットレーディングの3社を子会社化、平成28年11月に株式会社フジオフードシステムとの資本業務提携、平成29年4月に株式会社すし半を子会社化しております。

今般の新株式発行及び自己株式の処分による資金調達は、主に今期から再来期にかけての外食事業、テイクアウト事業の新規出店、既存店の改装・改築への設備投資資金、及び新セントラルキッチン（京都セントラルキッチン）建設の一部資金充当、並びに借入金返済を目的としております。

これにより当社グループの収益力の更なる向上を図るとともに、自己資本の充実による当社事業の持続的な成長の実現に向けた財務基盤の強化が可能であり、当社の企業価値向上が株主の皆様へ寄与するものと考えております。

また、従来より当社の株主様は当社グループの店舗をご利用頂くお客様であると認識し、事業拡大を通じて満足度向上に努め、今般の新株式発行及び自己株式の処分による株主層の拡大は、当社グループの各店舗のファン層を拡大し、お客様の増加に繋がるものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 570,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年6月18日(月)から平成30年6月20日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年6月25日(月)から平成30年6月27日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役専務執行役 本多 裕二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 430,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役専務執行役 本多 裕二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 150,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売 出 価 格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役専務執行役 本多 裕二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成30年7月24日（火） |
| (6) 払込期日 | 平成30年7月25日（水） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役専務執行役 本多 裕二に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 | |

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成30年6月8日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年7月25日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年7月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	7,489,200株	(平成30年6月8日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	570,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	8,059,200株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	150,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	8,209,200株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	631,677株	(平成30年6月8日現在)
(2) 処分株式数	430,000株	
(3) 処分後の自己株式数	201,677株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,065,345,500円について、1,311百万円を平成32年4月末までに連結子会社への投融資資金に、806百万円を平成32年3月末までに当社の生産設備の拡充及び新規出店のための設備投資資金の一部に、残額を平成30年9月末までに短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

具体的には、当社から連結子会社への投融資資金として、1,311百万円を新規出店及び既存店舗の改装のための設備投資資金に、当社設備投資資金として、306百万円を新規出店資金及び500百万円を京都セントラルキッチン（以下「京都CK」という。）新設のための建物・生産設備資金に充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画につきましては、平成30年6月8日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年4月30日現在）、以下のとおりとなっております。

① 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	投資予定金額 (注) 1、2		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	京都CK (京都府 綴喜郡)	外食事業 テイクアウ ト事業	工場建物・ 生産設備等	2,800	1,267	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成29年12月	平成30年8月	(注) 3
当社	食のつむぎ (関西地区) 1店舗	外食事業	店舗設備 (新規出店)	34	—	増資資金	平成30年6月	平成30年10月	60席
	食のつむぎ等 (未定) 6店舗	外食事業	店舗設備 (新規出店)	272	—	増資資金	平成30年6月～ 平成31年11月	平成30年10月～ 平成32年3月	360席
株式会社梅の花 サービス西日本	梅の花 (関西地区) 2店舗	外食事業	店舗設備 (新規出店)	360	3	自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成30年7月	平成30年11月	220席
株式会社梅の花 サービス東日本	梅の花 (関東地区) 3店舗	外食事業	店舗設備 (新規出店)	390	—	当社からの 投融資資金	平成30年7月～ 平成31年10月	平成30年9月～ 平成32年4月	330席
株式会社すし半	すし半 (関西地区) 2店舗	外食事業	店舗設備 (新規出店)	220	—	当社からの 投融資資金	平成30年11月～ 平成31年5月	平成31年9月～ 平成32年3月	200席
株式会社梅の花 plus	梅の花 (未定) 6店舗	テイクアウ ト事業	店舗設備 (新規出店)	78	—	当社からの 投融資資金	平成30年8月～ 平成32年1月	平成30年10月～ 平成32年3月	(注) 3
株式会社 古市庵	古市庵 (未定) 6店舗	テイクアウ ト事業	店舗設備 (新規出店)	60	—	当社からの 投融資資金	平成30年8月～ 平成32年1月	平成30年10月～ 平成32年3月	(注) 3

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 投資予定金額につきましては、敷金及び保証金等を含んでおります。

3. 計画完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 重要な設備の改修

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	投資予定金額 (注) 1		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社すし半	すし半 (関西地区) 5店舗	外食事業	店舗設備の改 装	206	—	当社からの 投融資資金	平成30年4月～ 平成32年1月	平成30年6月～ 平成32年3月	(注) 2

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 計画完成後の増加能力については、既存店舗の改装のため客席数の変動は想定しておらず、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の更なる強化を目指すとともに、当社事業の持続的な成長の実現に向けた自己資本の充実による財務基盤の更なる強化に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して実施する方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途については、将来の利益に貢献する設備投資資金の原資とし、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	△7.09円	13.51円	△60.50円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (—)	5.00円 (—)	5.00円 (—)
実績連結配当性向	—%	37.0%	—%
自己資本連結当期純利益率	—%	1.5%	—%
連結純資産配当率	0.5%	0.6%	0.6%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成27年9月期及び平成29年9月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本で除した数値です。平成27年9月期及び平成29年9月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
始 値	2,290円	2,550円	2,585円	2,835円
高 値	2,748円	2,744円	2,895円	2,999円
安 値	2,200円	2,500円	2,561円	2,811円
終 値	2,555円	2,592円	2,821円	2,967円
株価収益率	—	191.86倍	—	—

(注) 1. 平成30年9月期の株価については、平成30年6月7日(木)現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。平成27年9月期及び平成29年9月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成30年9月期については、未確定のため表示しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である梅野 重俊、梅野 久美恵及び株式会社梅野企画は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。